

トラック奈良12

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和3年] **2021**

No.332



大和多武峰 談山神社

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

美しき日本・奈良号

日：令和3年11月17日(水)

場所：富士運輸(株)奈良支店 南側駐車場

トラックによる安全啓発活動で走行するラッピングトラック「美しき日本・奈良号」が、富士運輸(株)奈良支店南側駐車場でお披露目されました。

当日は、奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 河合正都部長、奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室 丸岡嘉人室長、富士運輸(株)松岡弘晃社長が参加されました。



※写真撮影のため、マスクを外しています。



美しき日本・奈良号	巻頭
法令遵守セミナー	2
省エネ運転講習会	4
過積載防止啓発活動	5
過労死等防止対策推進シンポジウム	6
荷主団体に「標準的な運賃」周知のお願い	7
奈良県警察本部 松浦克仁 交通部長を表敬訪問	8
奈良県警察本部 今村浩三 交通規制課長を表敬訪問	9
環境キャンペーン	10
名鉄運輸執行役員来訪	11
運輸安全シンポジウム案内	12

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	14
----------------	----

■ 全ト協から

飲酒運転の根絶を目指して	16
第115回 トラック運送業界の景況感(速報)	18
点呼支援機器等導入促進助成事業	22
軽油価格調査集計表(2021年9月)	25

■ 奈ト協から

12月・1月の行事(予定)表	26
年末・年始の業務及び緊急連絡先について	27
KIT事業の案内	28
トラックの構造上の特性	29
事業用自動車事故事例No.76	30
適正化事業・巡回指導報告書	31

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	32
---------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	33
----------------	----

■ 奈ト協から

奈ト協からのお知らせ	34
------------	----

■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	36
活躍する女性ドライバー	37
大和郡山市へ交通安全啓発品寄贈	38
大和郡山市有効者表彰を受賞	巻末

令和3年度 法令遵守セミナー

日 時：令和3年11月12日(金) 午後1時30分～

場 所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：23名

トラック運送事業の管理業務についている人に向けて、輸送の安全確保・交通事故防止・労働災害防止等の法令遵守について理解を深めるためのセミナーが開催され、4人の講師が専門の立場から、解説しました。主な内容は以下の通りです。



《奈良県下の交通情勢及び交通安全対策について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 皿田善紀氏



▲奈良県警察本部 皿田善紀氏

昨年はコロナ禍の影響もあってか、奈良県内の交通事故による死亡者は25人で、昭和23年以来、最少となった。交通事故の総量は減っているが、高齢者の比率は高くなっている。令和3年9月末現在、歩行者の事故死者8人のうち5人が高齢者。特に道路横断中の事故が増えている。今年の事故の特徴は交差点

などにおいて、右折車両と直進車両間で起きる右直事故。「だろう運転」ではなく「かもしれない運転」で安全の確認をお願いしたい。また最近の道路交通法改正で、運転中のスマホ利用やあおり運転に対する罰則が強化されている。事故につながりやすい行為を慎むように指導して頂きたい。

《労働災害の動向と安全衛生管理について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 稲垣 剛氏

昨年の県内全産業の労働災害は1,347件。そのうち道路貨物運送業の事故が125件。県内労働災害の1割強が運送業。全産業に占める運送業の労働者は5%弱なので、他業種より多く死亡災害が発生している。令和元年と2年の死亡災害は0であったが、令和3年は9月末までに3人がお亡くなりになっている。過去10年では年に1～3

人なので、すでに平均を上回る勢い。亡くなられた原因は墜落・転落が44%で最大。荷台や荷物の上から墜落して頭部を打つケースがほとんど。事故による災害を減らすためにはヘルメットをきちんと着用すること。5t以上の貨物自動車を運転する場合、ヘルメット着用の義務がある。ヘルメットには3種類あるが、ドライバーの場合には「飛

来・落下物用」のあごひもの付いたものを用意し、適切に着用頂きたい。



▲奈良労働局 稲垣 剛氏

《トラック運送事業における働き方改革について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 田中敦美氏



▲奈良労働局 田中敦美氏

働き方改革関連法では、2019年4月以降、①年次有給休暇の確実な取得、②時間外労働の上限規制の導入、③正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差

の禁止、が順次施行されている。①については就業規則に記載し、労働者ごとに5年間の管理簿の保存が義務付けられている。②は36協定を労使間で締結し、月45時間・年360時間、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満とする。運転業務に関しては年960時間の上限で令和6年3月までは猶予されているが、今から時間管理をして、減らすようにしないと間に合わない。③はいわゆる

同一労働同一賃金のことで事業主には説明義務がある。また令和5年4月からは猶予されている中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率50%の引き上げが施行される。改善基準告示は令和4年12月までに改正される予定。より厳しいものになってくると思うので時間管理がいよいよ大切になってくる。奈良労働局では労務管理についての相談業務も行っているので利用して頂きたい。

《物流DX及び自動点呼について》

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 足利祐太氏

物流デジタル化の推進や労働力不足、非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組などはこれから進んでいく方向性という認識。燃料費の高騰が今の課題で本省でも対応に迫られている。物流コストを事業者だけが負担するのはよくない。「標準的な運賃」については、10月に奈良運輸支局とトラック協会が荷主団体へ協力依頼文書を提出した。荷主が独占

的地位を利用して運賃交渉に応じないと独占禁止法違反になる場合や、荷主勧告制度で名前を公にすることもできる。奈良運輸支局では相談窓口を設置した。交渉に立ち入ることはできないが、相談にのることはできるので、まずはお話を聞かせて頂きたい。「標準的な運賃」が運送実態に合っていない向きもある。支局では運送実態に合った運賃の設定をお伝えすること

はできる。またエクセルで原価計算のできるものもあり、今後の荷主との交渉に役立てて頂きたい。



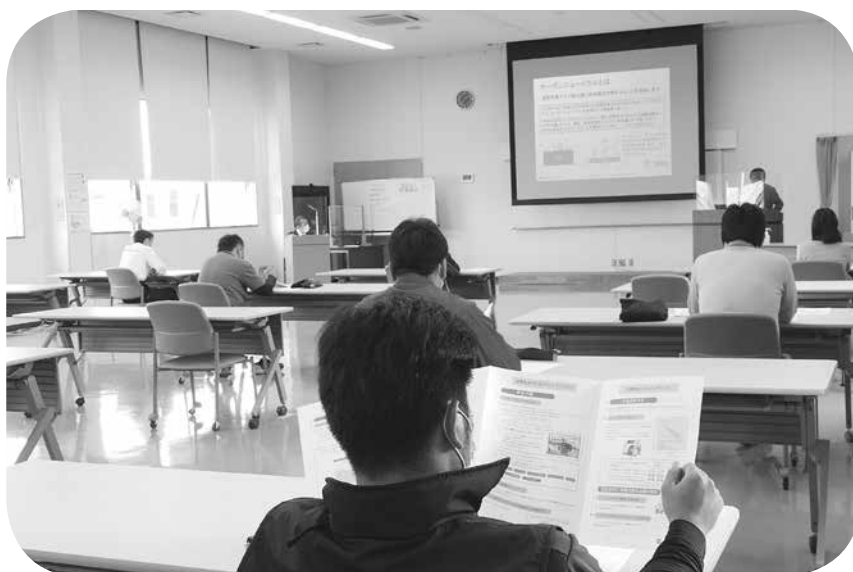
▲奈良運輸支局 足利祐太氏

令和3年度 省エネ運転講習会

日時：令和3年11月2日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：12名

ドライバー1人ひとりがエコドライブを積み重ねることで、安全運転、経費削減はもちろん、限りある資源の有効活用、CO₂の増加にストップをかけ、地球環境を守ることに繋がります。省エネ運転についてUDトラックス(株)近畿支社 UDIS・UD-TRUST担当 岡本賢晃氏が解説しました。主な内容は、以下の通りです。



エコドライブは「環境に配慮した経済運転」

エコドライブには大きく4つのメリットがある。まず、地球環境にやさしい。エコドライブで軽油の使用量を減らすことが地球温暖化の原因であるCO₂の削減になる。また、グリーンゾーン内での早めのシフトアップや惰力走行の効果的な活用により、燃料費の節約ができ、会社収益の安定、向上に繋がる。さらに急発進しない、急減速しない、車間距離を3秒分とるというエコドライブを行うことで、結果として交通事故の減少につながる。また、燃費を良くするための日常点検のメンテナンスが、車両故障の削減や整備費用の低減にもつながる。

講習会では、実験走行したトラックが、実際にどれくらいの燃料消費に差が出たのか計測したものをビデオで紹介し、エコ

ドライブの効果を数値で確認することができた。

急がず、焦らず、ゆとりの心

で運転すること、それがエコドライブだと締めくくった。

『エコドライブは』一石四鳥

1 地球環境に優しい

軽油1ccが燃焼すると、約2.6gのCO₂が発生します。エコドライブを行って軽油の使用量を減らすことで、地球温暖化の原因であるCO₂の削減につながります。

2 燃料費の節約

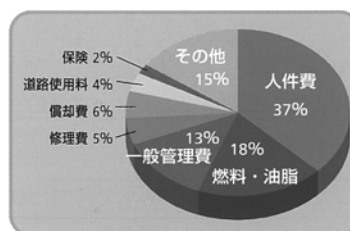
トラック運送事業を営む上で、経費全体に占める燃料・油脂費の割合は、人件費に次いで多く、約20%前後とされています。エコドライブを行うことで、会社収益の安定・向上につながります。

3 安全運転につながる

エコドライブは「急発進・急加速・急減速をしない、十分な車間距離をとる」など、結果として交通事故の減少につながります。

4 車両にやさしい

エコドライブは、結果として車両故障の削減や整備費用の低減につながります。また、燃費を良くする車両メンテナンスとして日常点検があります。点検を行うことにより、路上故障の削減にも役立っています。



過積載防止啓発活動

日時：令和3年11月16日(火) 午前11時～

場所：奈良・針トラックステーション

主催：〔奈良県過積載防止対策連絡会議〕

(奈良県水循環・森林・景観環境部、奈良県県土マネジメント部、奈良県警察本部交通部、西日本高速道路(株)関西支社、近畿地方整備局奈良国道事務所、近畿運輸局奈良運輸支局(公社)奈良県トラック協会)

奈良県過積載防止対策連絡会議は、後を絶たない「過積載運行」が、重大な交通事故を惹起する遠因になったり、道路への悪影響、騒音、振動、公害などの大きな社会問題になったりしている現状から、トラック運送業者に対し、輸送の安全確保と

健全な事業の運営を呼びかけました。

道の駅針テラスに隣接する奈良針トラックステーションで、同会議の各団体から13名が参加し「過積載防止」の呼びかけを行いました。啓発のためのチラシとクリアファイルを200セッ

ト用意し、吉野杉の割箸とともに休憩に立ち寄ったトラックドライバーに配布しました。

当日は、同時に奈良運輸支局と奈良県自動車整備振興会による「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の啓発活動も行われていました。



▲当日配布された啓発品

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：令和3年11月16日(火) 午後1時30分～

場所：奈良県文化会館小ホール 参加者：88名



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ



▲主催者あいさつをする
奈良労働局労働基準部長 恒吉洋志氏



▲奈良労働局労働基準部監査課
尾形賢一氏

過労死をゼロにするための取り組みの一環として奈良県文化会館でシンポジウムが開催されました。主催は厚生労働省。シンポジウムでは奈良労働局労働基準部監督課の尾形賢一氏から、

脳・心臓疾患の労災認定基準改正に関する4つのポイントと長時間労働の是正に向けた取組について報告がありました。主な内容は以下の通りです。

働き方改革が推進されるなかで、労災認定基準が改正された。改正のポイントは4点。
①長時間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化。
②長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し。
③短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化。
④対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加。

長時間労働を解消するために大切な「勤務間インターバル制度」は生活時間や睡眠時間を確

保するために、前日の終業時間から翌日の始業時間までに一定の時間を確保する制度で、11時間のインターバルを努力義務としている。導入した企業には助成金があり、今年度分は締切られているが新年度以降もあるので利用してほしい。また「その他の事業場外における移動を伴う業務」が追加され、トラックによる移動では、移動時間、移動距離、移動先が同じか違うのか、宿泊先はどこかなどかが考慮される。

まだまだ長時間労働を行っている会社は多い。11月は過重労働解消キャンペーンの月でもあり、ユーチューブやテレワークによる周知活動を実施している。全力で過重労働に対処していきたいのでご協力をお願いしたい。

荷主団体に「標準的な運賃」周知のお願い

日時：令和3年10月28日(木) 午後～

場所：奈良県商工会連合会（奈良市登大路町 奈良県中小企業会館内）

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件（賃金、労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標として、令和2年4月24日に告示されました。

協会では、トラック事業者の理解促進がまず重要であるということから「標準的な運賃普及セミナー」や解説書の配布等を行っています。

この日は、「標準的な運賃」の周知のため国土交通省近畿運輸局 澤島弘幸奈良運輸支局長及び奈良県トラック協会 塚本哲夫会長等が奈良県商工会連合会を訪問し、松塚幾善奈良県商工会連合会長に、団体傘下の荷主企業様への周知についての協力をお願いしました。



▲写真中央が松塚会長、右が澤島支局長、左が塚本会長

奈良県警察本部 松浦克仁 交通部長を表敬訪問

日：令和3年11月19日(金)

場所：奈良県警察本部 交通部長室

奈良県トラック協会 百貨店・宅配部会の吉田金七部会長（㈱吉田運輸）並びに高田浩二副部会長（西濃運輸㈱奈良支店）が、奈良県警察本部 松浦克仁 交通部長を表敬訪問し、事故防止ポスティング事業等の活動状況について報告しました。



▲左から 松浦交通部長 吉田部会長 高田副部会長 松井高志交通部参事官

※写真撮影のためマスクを外しています

奈良県警察本部 今村浩三 交通規制課長を表敬訪問

日：令和3年11月19日(金)

場所：奈良県警察本部 交通部 交通規制課

奈良県トラック協会 百貨店・宅配部会の吉田金七部会長（㈱吉田運輸）並びに高田浩二副部会長（西濃運輸㈱奈良支店）が、奈良県警察本部 今村浩三 交通規制課長を表敬訪問し、駐車問題の現状について報告し、駐車規制の見直しに関する進捗状況について説明を受けました。



▲左から 吉田部会長 今村交通規制課長 高田副部会長

※写真撮影のためマスクを外しています

環境キャンペーン

日時：令和3年11月16日(火) 午後2時～
場所：近鉄郡山駅前周辺



環境にやさしい運転をアピール

近鉄郡山駅前において、環境対策委員会は環境キャンペーンを実施しました。森本禎男担当副会長や巽富美男委員長が、駅前を行き交う市民に、トラック

協会のイラストロゴ入りエコバッグを配布。エコドライブの推進を呼びかけました。「環境に配慮した運転を」との訴えに耳を傾けた方々からは、「11月

がエコドライブ推進月間だと初めて知りました」といった感想も聞かれ、啓発活動の重要性を改めて感じるキャンペーンとなりました。



▲配布された啓発品のエコバッグ

名鉄運輸執行役員来訪

日時：令和3年10月26日(火) 午前
場所：奈良県トラック会館

名鉄運輸株式会社奈良大和支店の営業開始後2年を機に納戸昌樹 執行役員大阪支社長が、杉本健一郎 大阪支社部長、並田孝雄 奈良大和支店長と共に来訪されました。

コロナ禍におけるトラック運送業界の経営・雇用状況や安全対策等について話をうかがいました。



▲写真中央が納戸執行役員、左が杉本大阪支社部長、右が並田奈良大和支店長

*写真撮影のためマスクを外しております。

シンポジウム 2022

安全管理体制の構築・改善に向けた更なる取組

～現場に潜むリスクへの対応～



平成18年より開始された「運輸安全マネジメント」の一層の普及・浸透・定着を図るため、基本的な考え方、最近の情勢情報等を提供するとともに、事業者の安全に対する好事例発表等を通じて、より多くの道路運送事業者様が安全度の向上に資する事を目的に開催します。

特に運輸安全マネジメント制度を導入され、様々な取組みを実施しているにも関わらず、現場に潜むリスクに気付いていない事業者も散見されることから、今年度は「現場に潜むリスクへの対応」をサブテーマに開催し、運輸事業の根幹である「安全・安心」の更なる向上に向けて、より一層促進するために行うべき方策を考えてみたいと思います。

◆日 時：令和 4年 1月19日（水）

13時00分～16時30分（受付開始12時）

◆会 場：中央電気倶楽部 5F大ホール

大阪市北区堂島浜2丁目1番25号（裏面をご覧ください）

TEL 06-6345-6351

◆参加費：無 料

◆定 員： 150名

プログラム第1部

★基調講演

- ①「現場管理者（中間管理職）のリスク感受性（気づき力）の向上について」

木 下 典 男 氏

国土交通省 大臣官房運輸安全監理官室
首席運輸安全調査官

- ②「気づいたリスク」の伝え方
～ 主に中間管理職から現場へ ～

岡 本 満 喜 子 氏

関西大学 社会安全学部 准教授
博士(人間科学)・弁護士

プログラム第2部

■事業者発表

- 1.「本社と現場で一体感を持った事故抑止」
～ミドルマネジメントの実行力を支える本社指導班の役割～
奈 良 交 通 株式会社

常務取締役(安全統括管理者) 深山 秀晃 氏
安全管理部安全対策グループ長 中垣 浩也 氏

- 2.「運輸安全マネジメントの取り組み」
～お客様とともに～
南 海 バ ス 株式会社

常務取締役(安全統括管理者) 松内 祐二 氏
営業部 安全整備課長 西川 裕逸 氏

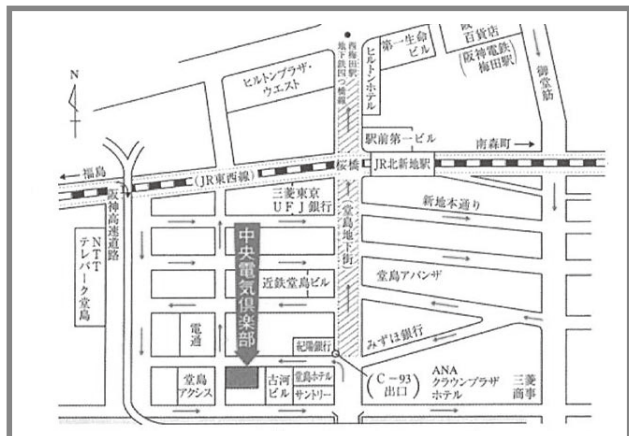
【コーディネーター】

岡 本 満 喜 子 氏

【アドバイザー】

木 下 典 男 氏

共催：近畿運輸局、（公財）関西交通経済研究センター 運輸安全マネジメント支援センター
後援：近畿バス団体協議会、（一財）近畿陸運協会



会場へのアクセス

- ★JR 大阪駅から徒歩 12 分
北新地駅から徒歩約 7 分
- ★地下鉄四つ橋線西梅田駅から徒歩約 6 分
(堂島地下街南詰 C—9 3 番出口)
- ★京阪中之島線：渡辺橋駅から徒歩約 5 分

参加申込方法

- ① 下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、公益財団法人 関西交通経済研究センターあて FAX又はEメールでお申し込み下さい。
- ② 申し込み締め切り日は、令和 4 年 1 月 7 日 (金) です。
(ホームページ <http://kankouken.org> で 受付状況 をご確認ください。
定員に達した場合は締め切らせていただきます。)
- ③ 当日は、参加申し込み確認のため、受付にて 参加申込書または名刺 をご提出下さい。
なお、参加申込者に代わる代理の方のご出席は差し支えありません。(名刺等をご用意下さい。)

お申し込みFAX番号：06-6543-6295

E-mail：a-tds@kankouken.org



参加申込書

御社名 (団体名)	TEL()	—
	FAX()	—
	Eメール:	
ご住所		
お名前	所属	
	所属	

★なお、参加については 1 社につき 2 名様 までとさせていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先

〔 (公財) 関西交通経済研究センター 運輸安全マネジメント支援センター
TEL: 06-6543-6291 / FAX: 06-6543-6295 〕

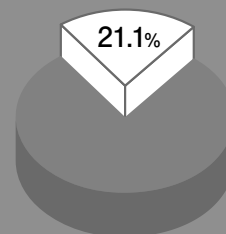
【個人情報の取扱について】

参加申込書にご記入頂きました個人情報は厳正に管理し、本シンポジウムに関する確認・連絡の通知の際に使用させていただきます。他の目的での利用や第三者へ提供することは一切ございません。

《★新型コロナウイルスの感染予防に関する注意事項について》

- * ご参加される皆様には、手洗いやマスクの着用など感染予防に努め、ご参加願います。
- また、発熱・咳などの症状のある方は、入場をお断りすることがありますのでご承知願います。

重大な労働災害を防ぐためには

1 トラック・荷台等からの
墜落・転落による
死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例

1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例

2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対 策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

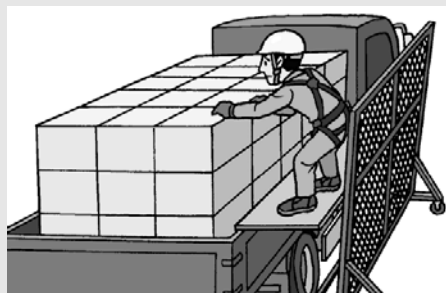
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
*免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼气1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼气1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故

1年以上20年以下の懲役

負傷事故

15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故

15年以下の懲役

負傷事故

12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒の実態や、運行管理者の行う点呼をいかくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転の根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

現下の新型コロナウイルス禍においても、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、経験年数5年以下のドライバーに飲酒運転事故が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事故が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

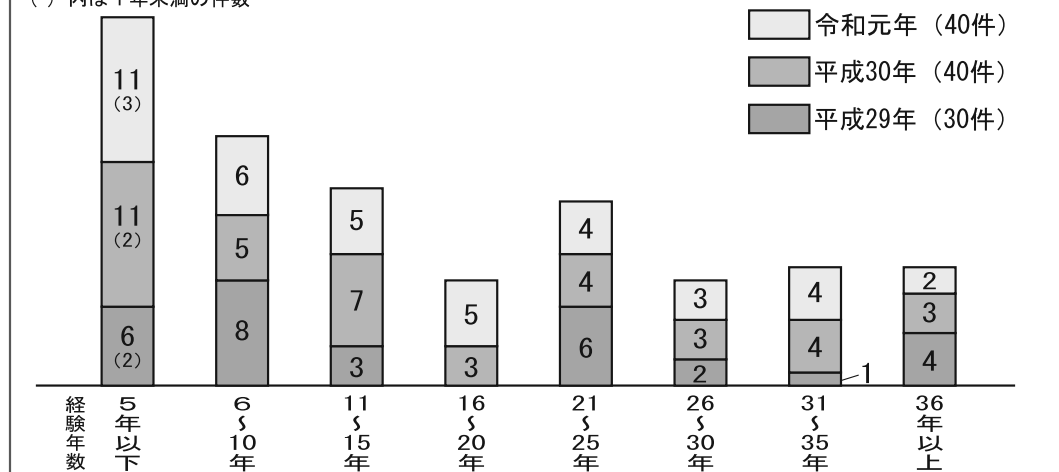
過去10年間にける運転経験年数別飲酒運転事故件数※

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度別件数	46	43	23	43	42	29	46	30	40	40
運転経験年数										
～5年 (1年未満の件数)	13 (5)	16 (7)	7 (2)	16 (5)	6 (5)	11 (3)	14 (1)	6 (2)	11 (2)	11 (3)
6～10年	9	9	6	6	7	2	3	8	5	6
11～15年	6	5	2	7	7	3	7	3	7	5
16～20年	7	3	3	3	5	2	7	0	3	5
21～25年	2	3	1	2	7	2	2	6	4	4
26～30年	2	1	2	4	6	2	4	2	3	3
31～35年	2	3	1	1	1	4	4	1	4	4
36～	5	3	1	4	3	3	5	4	3	2

過去3年間にける運転経験年数別飲酒運転事故件数※

() 内は1年未満の件数



※表およびグラフの数値は事業用トラック（軽は含まず）・バス・ハイタクによる飲酒運転事故（物損事故を含む）の総件数。
（自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計）

第115回 トラック運送業界の景況感（速報）

第115回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和3年7月～9月期

日銀短観（9月調査）では、大企業・製造業の景況感を示す業況判断指数はプラス18となり、前回調査（6月調査）のプラス14から4ポイント改善。5期連続の改善で、2018年12月調査（プラス19）以来の高水準となった。

トラック運送業においても、経済活動の再開により貨物輸送量は改善基調にあるが、燃料価格上昇によるコスト増加の影響を受け、営業利益及び経常利益が圧迫された結果、令和3年7月～9月期の景況感は▲28.7（前回▲22.6）と、6.1ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは経済活動の再開により貨物輸送量は堅調に回復傾向となるものの、燃料価格上昇による影響を受けるため、業界の景況感の見通しは▲25.1（今回▲28.7）と、3.5ポイントと僅かに改善する見込みである。

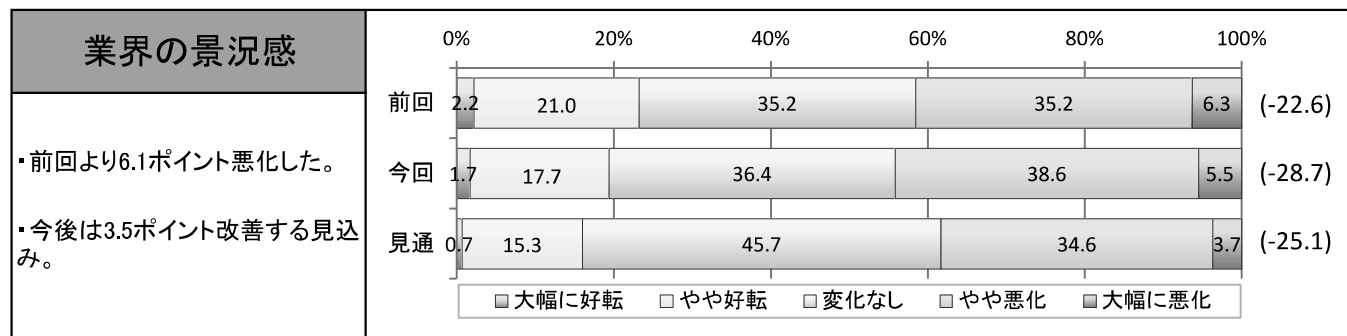
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

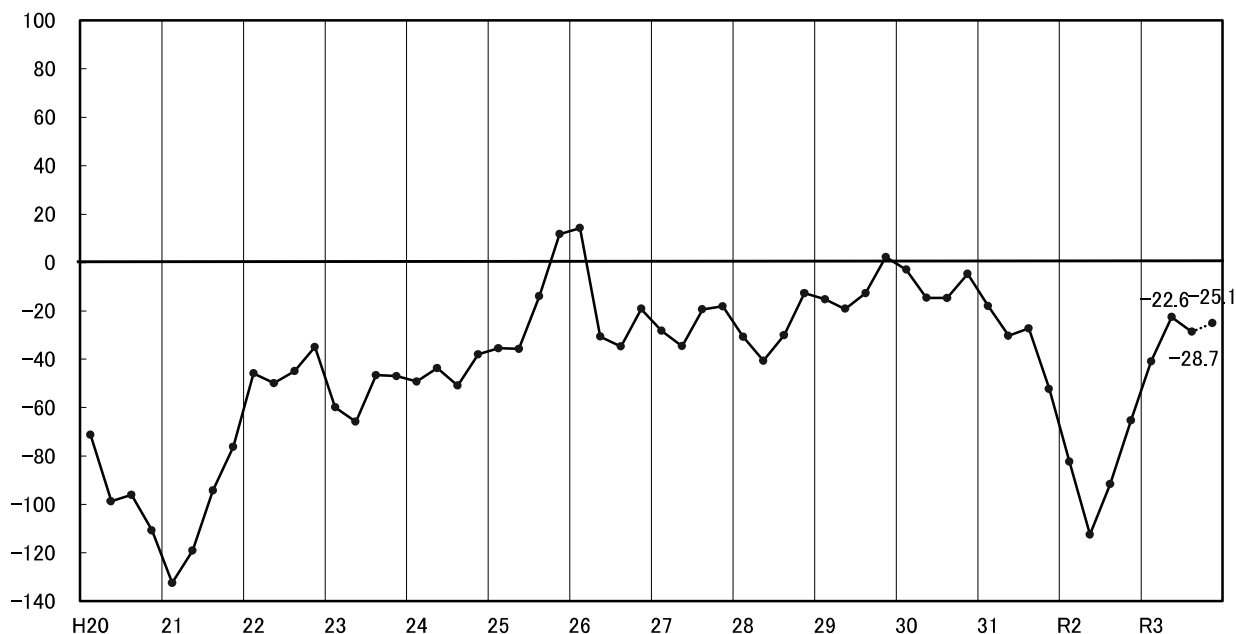
1 業界の景況感: 今回(令和3年7月～9月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・業界の景況感は「好転」とした事業者は19.4%(前回23.2%)、「悪化」とした事業者は44.1%(前回41.5%)で、判断指標は▲28.7(前回▲22.6)と、6.1ポイント悪化した。
今後の見通し	・業界の景況感の今後の見通しは、▲25.1(今回▲28.7)と、3.5ポイント改善する見込みである。



※ 新型コロナウイルス感染症の拡大以前と比較した景況感は▲64.8(今回調査)と2019年4～6月の水準に戻っていないことに留意が必要である。

トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R3.4月～6月期)の状況、中段は今回(R3.7月～9月期)の状況、下段は今後(R3.10月～12月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

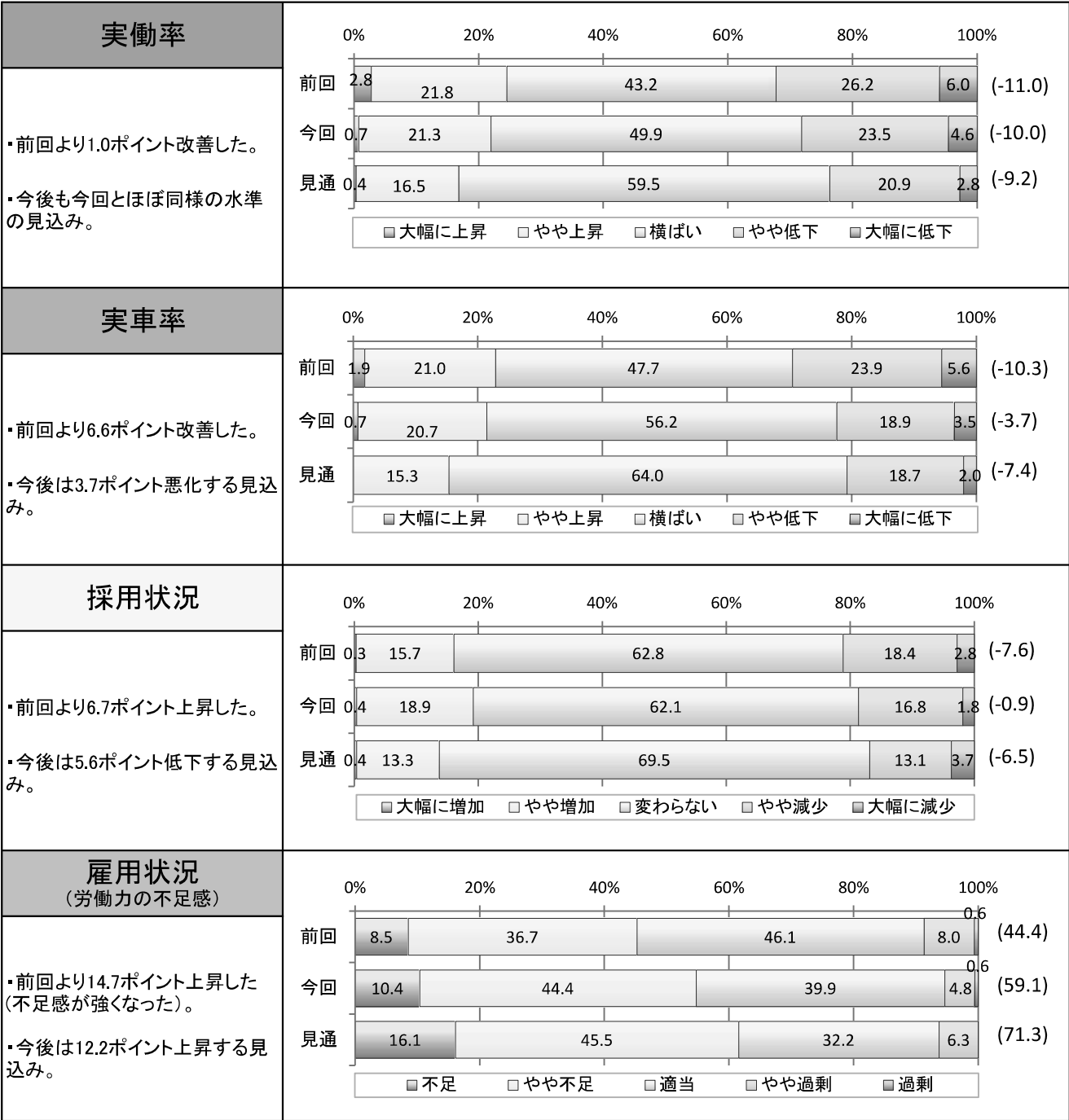
(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = {(+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)} ÷ A × 100

2 共通の概況①: 今回(令和 3 年 7 月～ 9 月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 実働率は▲10.0(前回▲11.0)と1.0ポイント改善、実車率は▲3.7(前回▲10.3)と6.6ポイント改善し、前回より輸送効率は改善した。 ・ 採用状況は▲0.9(前回▲7.6)と6.7ポイント上昇したものの、雇用状況(労働力の不足感)は輸送数量の増加を反映し、59.1(前回44.4)と14.7ポイント上昇したことから、労働力の不足感は一層強くなった。
今後の見通し	・ 実働率は▲9.2(今回▲10.0)と0.8ポイント改善、実車率は▲7.4(今回▲3.7)と3.7ポイント悪化の見込みである。 ・ 採用状況は▲6.5(今回▲0.9)と5.6ポイント低下、雇用状況(労働力の不足感)は71.3(今回59.1)と12.2ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(R3.4月～6月期)の状況、中段は今回(R3.7月～9月期)の状況、下段は今後(R3.10月～12月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和3年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 所定外労働時間は▲16.3(前回▲18.1)と1.8ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲2.0(前回▲9.4)と7.4ポイント増加した。 - 経常損益は▲32.7(前回▲19.8)と12.9ポイント悪化した。
今後の見通し	- 所定外労働時間は▲8.3(今回▲16.3)と8.0ポイント増加、貨物の再委託は▲3.3(今回▲2.0)と1.3ポイント減少する見込みである。 - 経常損益は▲31.1(今回▲32.7)と1.6ポイント改善する見込みである。

所定外労働時間	
・前回より1.8ポイント増加した。 ・今後は8.0ポイント増加する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 1.511.060.821.35.4(-18.1) 今回 0.712.060.124.62.6(-16.3) 見通 13.366.718.31.7(-8.3) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	
・前回より7.4ポイント増加した。 ・今後は1.3ポイント減少する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 1.215.461.316.85.2(-9.4) 今回 2.219.656.417.64.3(-2.0) 見通 2.015.262.817.42.6(-3.3) ■大幅に増加 ■やや増加 ■変わらない ■やや減少 ■大幅に減少
経常損益	
・前回より12.9ポイント悪化した。 ・今後は1.6ポイント改善する見込み。	0%20%40%60%80%100% 前回 1.923.634.732.67.3(-19.8) 今回 2.017.732.940.17.2(-32.7) 見通 1.713.542.536.85.5(-31.1) ■大幅に好転 ■やや好転 ■変化なし ■やや悪化 ■大幅に悪化

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第115回調査は、令和3年10月1日に、モニターに対して調査開始、令和3年10月31日回収分までを集

特積	一般	回答事業者全体
49	514	543

※特積49者中、20者が一般貨物輸送を実施。

点呼支援機器等導入促進助成事業

令和3年度 点呼支援機器等導入促進助成事業の概要

令和3年11月
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

本件は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図ることを目的に、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）を通じ、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という）に対して、助成金を交付するものである。

2. 予算総額

50百万円（500台分）なお、予算に達した時点で締め切りとする。

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者(※)を対象とする。

※中小企業基本法に定める中小事業者を指す

〔 ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
または ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 〕

4. 助成要件

- ・ 助成対象は、国交省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」（通称「ユニボ」）に関わるシステム機器一式とする。
- ・ 令和3年4月1日以降に導入（サービスの利用を開始）したものを対象とする。
- ・ 助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。
- ・ 本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は対象とする。

5. 助成額

- ・対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（上限10万円）
- ・年度内において、各地方ト協1事業者あたり1台分を上限とする。

6. 申請要領

- ・申請先は所属する地方ト協宛てとする。
- ・申請期間は、令和3年11月5日～令和4年2月28日
（地方ト協宛て必着）とする。
- ・申請に必要な書類は以下の通りとする。
 - ①（様式3）点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書
 - ② サービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）
 - ③ 領収証（写）

7. その他

なお、本事業の詳細については「点呼支援機器等導入促進助成金
交付要綱」に基づくものとする。

以 上

点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書

(公社)奈良県トラック協会会長 殿

※ 下記の同意内容を確認の上、口欄にチェック(☑)をご記入ください。(チェックがないと受付不可)

☐ 本助成事業の申請にあたり、国及び地方自治体が発行する助成制度等の申請・受領はしていません。

申請年月日		20 年 月 日									
事業者名		印									
支店名・営業所名											
会社所在地		〒 —									
電話・FAX番号		電話 ()					FAX ()				
申請責任者		役職 氏名									
点呼支援機器等	機器名	ロボット点呼(ユニボ)									
	管理NO(※)										
	サービス利用開始日	20 年 月 日									
取扱店											
導入費用		円									
助成金申請額		円									
振込先 金融機関		金融機関名	銀行								支店
		ふりがな 口座名義									
		口座番号	普通	・	当座						
添付書類		1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. サービス利用申込書の写し 3. 管理NOが記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要)									

※サービス利用申込書に記載された管理NOを記載すること。

軽油価格調査集計表(2021年9月)

令和3年10月26日現在
(公社)全日本トラック協会

2021年9月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	114.55	102.07	110.90

2021年9月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	110.58	102.44	111.27
出光昭和シェル	117.80	102.16	108.70
キグナス		101.00	
コスモ	106.25	100.75	113.00
その他	118.58	102.62	109.27

2021年9月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	115.28	102.52	112.04
30～50キロリットル未満	108.40	101.63	102.91
50～100キロリットル未満		101.20	
100キロリットル以上		99.88	

2021年9月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	117.33	102.53	113.86
30～60日未満	114.03	101.52	108.61
60日以上		106.40	119.00

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2021年4月	109.48	95.25	103.59
2021年5月	110.44	97.14	104.96
2021年6月	109.50	99.93	110.14
2021年7月	113.48	103.25	112.77
2021年8月	109.85	101.83	111.68
2021年9月	114.55	102.07	110.90

※消費税抜きの価格となります。

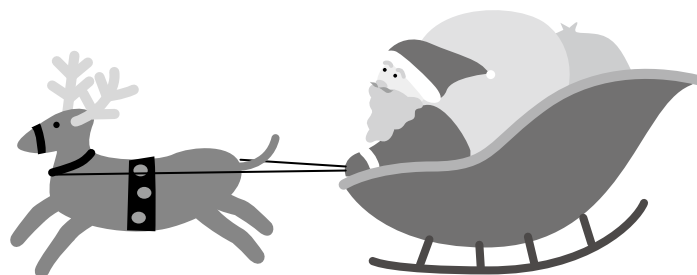
トラック協会・陸災防奈良県支部

12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	水	14:00～	令和3年度安全性優良事業所奈良運輸支局長表彰式	奈良県トラック会館
2	木	11:00～	燃料価格高騰経営危機突破総決起大会(動画配信)	奈良県トラック会館
3	金	13:30～	プラン2025目標達成セミナー(～15:00)	奈良県トラック会館
7	火	14:00～	第3回総務委員会	奈良県トラック会館
8	水	13:30～	法令遵守セミナー(奈良県警察、奈良労働局、近畿運輸局)	奈良県トラック会館
9	木	9:00～	整備管理者選任前研修	整備振興会 2F 大教室
9	木	13:30～	整備管理者選任前研修	整備振興会 2F 大教室
14	火	14:00～	第282回理事会	奈良県トラック会館

1月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
12	水		運行管理者基礎講習	奈良県奈良労働会館
20	木	9:45～	整備管理者選任後研修	新庄文化会館 マルベリーホール
20	木	13:45～	整備管理者選任後研修	新庄文化会館 マルベリーホール
21	金	13:30～	令和3年度中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー	奈良県トラック会館
24	月	9:45～	整備管理者選任後研修	新庄文化会館 マルベリーホール
24	月	13:45～	整備管理者選任後研修	新庄文化会館 マルベリーホール
28	金	13:30～	高齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー	奈良県トラック会館



年末・年始の業務及び緊急連絡先について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に何かと御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

下記について、お知らせ致しますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

記

《協会事務局》

令和3年12月28日(火)

仕事納め

12月29日(水)～令和4年1月3日(月)まで

年末・年始休暇

令和4年1月4日(火)

仕事始め

なお、奈良・針トラックステーションについては

令和3年12月28日(火)17:00～令和4年1月4日(火)9:00まで
管理棟休憩室の利用は休ませて頂きます。



《緊急連絡先》

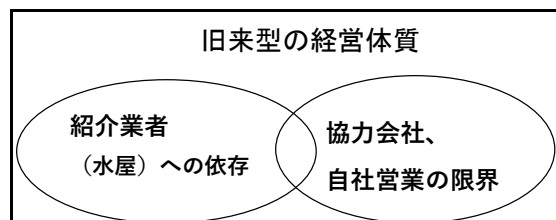
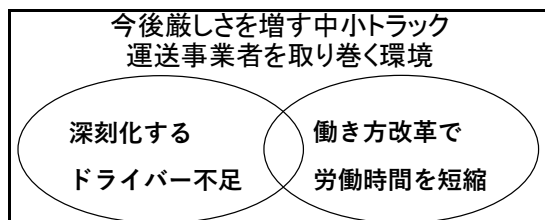
事務局の年末・年始における緊急連絡先をご案内申し上げます。

12月29日(水)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
30日(木)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村
31日(金)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	大西
1月1日(土)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村
2日(日)	080-8941-9228	【協会携帯No.8】	井口
3日(月)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ
求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*** 運賃の集金は組合精算ですので安心です。**

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

*** 軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。**

☆輸送

運賃＜実例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和3年	9月	10月
軽油	108円	115円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素的販売

アドブルー 1L=52円(2021年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラックの構造上の特性

IV
体調と運転

2. 飲酒と運転

① あってはならない飲酒運転

物流の主役を担うプロドライバーが、飲酒運転をすることはあってはならないことです。万一、飲酒運転で事故を起こせば、ドライバーが運転免許の取消しや懲役等の重い処分を受けるだけでなく、会社にも大きな責任がかかり、運送事業を継続することができなくなることさえあることを、しっかりと認識しておく必要があります。



■点呼時に酒気帯びの有無を報告

乗務開始前や乗務終了後および乗務途中の点呼において、ドライバーは酒気帯びの有無について報告しなければなりません。

■アルコール検知器による確認

乗務開始前および乗務終了後の対面点呼のときには、営業所に備え付けられているアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。

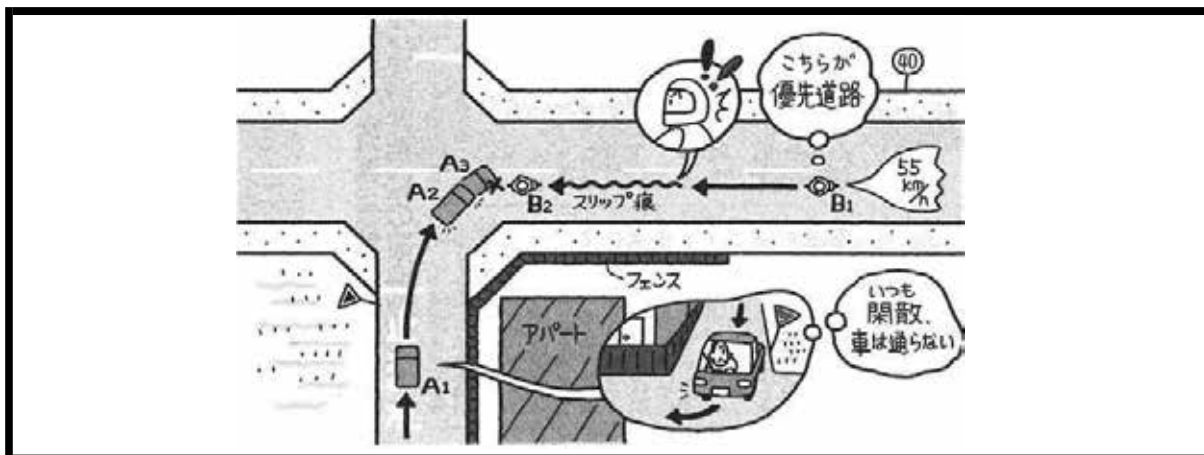
営業所以外の場所から出発するなどの事情により対面点呼ができない場合には、自動車に備え付けられているアルコール検知器を用いるか、もしくはアルコール検知器を携帯し、それによって酒気帯びの有無の確認をし、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告しなければなりません。



事業用自動車事故事例 No.76

(一般貨物) 軽貨物車と自転二輪車の交差点での出会い頭事故

■ 事故の概況



事故類型：出会い頭

発生日時：平日 午前11時頃

当事者A：軽貨物車 60歳代 男性

当事者B：自動二輪車 20歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、幅員約5.2mの往復1車線道路を走行し、一時停止標識で規制されている信号機のない十字路交差点に近づきました。

Aはこの交差点を毎日のように通っており、いつも交通が閑散なことから一時停止をしないで、交差道路の見通しの良い左方のみ安全を確認して右折を開始しました。その直後交差点右方から進行してきたB車を発見しましたが、回避できずに衝突しました。

一方Bは、往復2車線の道路（規制速度40km）を時速約55kmで交差点方向に直進していました。Bは、事前に交差点には気づいていましたが、自転車側が優先道路であることから、もし交差車両がいたとしても相手の方が当然停止するだろうと、時速約55kmのまま直進しました。Bから見て交差点左方はアパートの建物・フェンスなどで見通しが悪く、そこから飛び出してきたA車に気がついた時にはすでに衝突は避けられませんでした。

この事故で、B車はA車の右側ドア付近に衝突し、その後転倒しました。

■ 事故から学ぶ

この事故の主な原因は、Aの交差点での右方の安全不確認です。Aはさらに一時停止も怠っており、標識の存在を知っていながら無視していました。交差点の右方は見通しが悪かったにもかかわらず、いつも通行車両がほとんどないことから、安易に交差車両はないだろうと、判断をして、注意・確認を怠ってしまいました。

また、Bについても見通しの良くない交差点を通過する場合、優先側であっても交差道路から自動車や自転車が飛び出してこないかどうか徐行したうえ、安全を確認して進行する必要がありました。

優先道路を通行する際にも交差点の状況には常に注意を払って防衛運転に心がけましょう。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和3年10月実施状況		令和3年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
26件	21件	4月	13件	8月	0件	12月	件	52件
		5月	0件	9月	0件	1月	件	
		6月	0件	10月	21件	2月	件	
		7月	18件	11月	件	3月	件	

令和3年4月実施結果					
調査事項				調査件数	指導件数 指導率
I. 事業計画等	1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。		20	0 0%
	2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。		20	0 0%
	3.	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。		20	1 5.0%
	4.	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。		20	0 0%
	5.	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。		20	0 0%
	6.	届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)		12	0 0%
	7.	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。		20	0 0%
	8.	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。		20	0 0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1.	事故記録が適正に記録され、保存されているか。		10	0 0%
	2.	自動車事故報告書を提出しているか。		1	0 0%
	3.	運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。		20	0 0%
	4.	車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。		20	0 0%
	5.	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)		12	1 8.3%
III. 運行管理等	1.	運行管理規程が定められているか。		20	0 0%
	○ 2.	運行管理者が選任され、届出されているか。		20	0 0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。		20	4 20.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。		20	0 0%
	○ 5.	過労防止を配慮し、適正に管理されているか。		21	5 23.8% ③
		6. 過積載による運送を行っていないか。	☆	20	0 0%
	○ 7.	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。		21	5 23.8% ③
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。		21	0 0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	☆	19	1 5.3%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。		3	1 33.3% ①
	○ 11.	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。		20	1 5.0%
	○ 12.	特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。		17	4 23.5% ⑤
	○ 13.	特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。		17	5 29.4% ②
IV. 車両管理等	1.	整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。		20	0 0%
	○ 2.	整備管理者が選任され、届出されているか。		20	0 0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		19	2 10.5%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		20	0 0%
	○ 5.	定期点検及びその保存がされているか。		20	4 20.0%
V. 労基法等	1.	就業規則が制定され、届出されているか。		13	1 7.7%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。		20	2 10.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)		20	1 5.0%
	○ 4.	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。		20	4 20.0%
VI. 法定福利	1.	労災保険・雇用保険に加入しているか。		20	2 10.0%
	2.	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。		20	2 10.0%
VII. 運輸安全マネジメント	1.	運輸安全マネジメントの実施は適正か。		20	2 10.0%
指導件数合計				686	48 7.0%

(注) ○…重点指導項目 ☆…壺柙は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3 (1)件	11 (1)件	件	件	件	件	14 (2)件
新規参入	1 件	2 (2)件	1 件	件	件	件	4 (2)件
新規(他)	件	件	1 (1)件	件	1 (1)件	件	2 (2)件
特別(労)	件	件	件	件	件	1 件	1 件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4 (1)件	13 (3)件	2 (1)件	0 件	1 (1)件	1 件	21 (6)件

() は会員外の件数です

今年度の全国トラック交通共済協同組合連合会「事故防止に関する体験記」入選作品をご紹介します。

心に刻む言葉

(南大阪地域) 新運輸(株) 山田 拓

もう40年も前、中学生だった私の心に強く刺さった言葉がある。それは技術工作の授業を担当していた教師がよく口にしていたセリフで、数学や国語等の座学とは違い、普段はなかなか触れる事の無い工具を用いての授業に浮かれ気味で、浮足立つ私達を諫める時によく口にされていた。

「焦るな！焦ってひどい目にあった人はたくさんいる。」

あの時は、ただ何となく聞いていたこの言葉が、年を重ねるにつれて重みを増して行くのを実感している。単純なセリフだが、これは真正直な程に真実を現わしているからだ。特に今、トラックを運転している身の私にとっては、胸にいつも抱いておくべきだと、実感している。

小学生の時の習い事の帰り道、自転車に乗った私は、四つ角を飛び出し車に轢かれる事故に遭った。10m以上弾き飛ばされ、意識不明の重体の状態で病院に搬送され、回復はしたものの、その後、長く後遺症に苦しむことになる、私にとっての大きな事故だった。

こんな経験をしているので、自動車の免許だけは一生取るまいと思っていたのだが、人の生きる道は、時に不思議な道程を描くもので、気付けば今、私はトラックを運転する事を生業とする生活を送っている。

お陰様で、大きな事故を起こす事も遇うことも無くここまで来た、しかし小さな事故は何度か経験している。その時の事を思い起こすと、そこには常に「焦り」があった。荷物を積むのに時間が掛かってしまった、早くお店に向かわねば…。渋滞に引っ掛かってしまった、急いで荷物を届けねば…。作業を全て終え、後は会社に戻るだけ、早く帰りたい…。

そんな「焦り」の気持ちが生まれた瞬間、事故の種子はその隙を逃がさず芽を出そうとする。

あっ、今自分は焦っている、そう気付いた時、私は自分を戒め為にあの言葉を口にする事が癖になっている。「焦るな！焦ってひどい目にあった人はたくさんいる。」

焦りが事故の原因の全てでは無いだろう。しかし、事故の多くの要因である事は間違いないと思う。今何をすべきかの判断を冷静に出来なくなり、ずっと先にある結果だけに頭を支配された状態に人は時に陥る。その焦燥感が強い程、落とし穴は深くなる。

自転車に乗った小学生のあの時の私は、帰りを急いでいた。四つ角の向こうの道は上り坂、一気に登ってしまおうと、私は全く左右に注意をする事無く飛び出した。早く家に帰りたい、帰っておやつが食べたい。その一念しかあの時の私の頭の中になかった。そう私は焦っていたのだ。

私を轢いてしまった自動車の運転手も、ひょっとしたら焦っていたのかもしれない。時間は夕刻、もう仕事を終える時間だったのではないだろうか…。

今となってはもう確かめようも無いが、あの事故は、焦りと焦りがぶつかってしまった不幸な事故だったのかもしれない。

そんな経験をしたからこそ、私にはあの教師が、事ある毎に口にしていたあの言葉を胸に刻み、仕事に臨まなければならないと強く思う。焦りは禁物、しかし人は焦る生き物だ。焦りが招く結果はこの言葉が知っている。

「焦るな！焦ってひどい目にあった人はたくさんいる。」

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 く だ さ い

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

11月15日現在

区 分	令和3年	令和2年	増減数	備 考
総件数	31,981 件	30,543 件	1,438 件	1日に約 100 件
人身事故件数	2,510 件	2,375 件	135 件	1日に 8 件
死者数	31 人	21 人	10 人	約10日に 1 人
負傷者数	3,053 人	2,940 人	113 人	1日に約 10 人
物損事故件数	29,471 件	28,168 件	1,303 件	1日に約 92 件

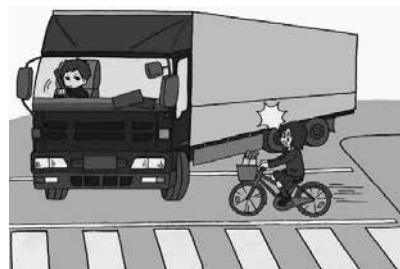
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関係する交通事故発生状況

11月15日現在

区 分	令和3年	令和2年	増減数
総件数	1,494 件	1,376 件	118 件
人身事故件数	124 件	103 件	21 件
死者数	3 人	2 人	1 人
負傷者数	166 人	143 人	23 人
物損事故件数	1,370 件	1,273 件	97 件

(データは概数)



- ・県内の事業用貨物自動車に関係する交通事故死者数は、3人(前年同期比+1人)です。
- ・県内の事業用貨物自動車に関係する交通事故は、前年同期比で全て増加しています。

3 県内の交通事故特徴(令和3年10月末現在)

県内では飲酒運転による交通事故が**21件**発生しています。



更に、飲酒運転による交通事故で**5人**の方が亡くなっています。

年末にかけて飲酒の機会が増えることになるかと思いますが、酒席における注意喚起をお願いします。

酒にそれほど酔っていないから運転しても大丈夫だろう...

少しの距離だから飲酒運転しても大丈夫だろう...

飲酒運転をしても交通事故は起こさないだろう...

このような考えを持っている方がいるのが現状です。



奈良県警察では飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化しています!!

悲惨な交通事故をなくすためにご協力をお願いします!!

奈ト協からのお知らせ

会 員 各 位

公益社団法人奈良県トラック協会

会 長 塚 本 哲 夫

(公印省略)

「ゆうちょ銀行の送金料金改定」に伴う
現金での協会費払込みににおける加算料金について

みだしのことについて、ゆうちょ銀行の送金料金が改定されますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

- 1 改定内容 : 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口やＡＴＭで各種払込みサービスを利用する際、現金でお支払いの場合は、１件ごとに料金が１１０円加算され、加算料金は払込人（会員様）負担となります。

※現金に代えて証券・小切手・証書等を利用の場合も加算料金がかかります。

- 2 協会費払込 : 郵便局又はゆうちょ銀行で、協会から送付する「通常払込料金加入者負担」（料金協会負担）の払込取扱票を利用し、現金で払込む場合も、払込人（会員様）に加算料金１１０円がかかります。

※郵便局又はゆうちょ銀行で通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合は、料金に変更はありません。

※南都銀行を利用する場合は、これまでと変更ありません。

- 3 改 定 日 : 令和４年１月１７日（月）

担当：大西



ゆうちょ銀行

日本の「こつこつ」の力になります。

ゆうちょ銀行の 送金料金改定についてのお知らせ

**2022年1月17日(月)以降、
お支払い方法により送金料金が異なります。**

ゆうちょ銀行の通常払込み(払込取扱票による払込み)など
各種払込みサービスを**現金でお支払いの場合には、
料金(110円)が追加でかかります。**

お支払い
料金の
イメージ

現金利用に伴う加算料金は、
払込人様にお支払いいただきます。

加算料金110円/件

払込み料金

払込み料金

お支払方法

口座から

現金

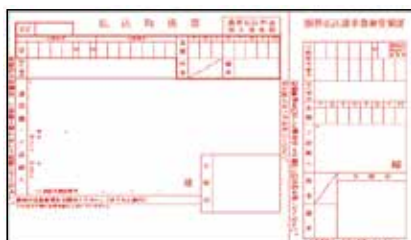
※払込み料金は窓口・ATMでそれぞれ異なります。

※加算料金は現金でお支払いいただきます。

※窓口へお持ち込みの硬貨枚数が50枚を超える場合、別途硬貨取扱料金ががかかります。



「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の表示がある払込
取扱票等による払込みであっても、現金利用に伴う加算料金
110円は払込人様にお支払いいただきます。



ゆうちょの通帳または
キャッシュカードを
ご用意のうえ、
口座残高からのお支払いが
おトクです。

料金には消費税(地方消費税を含みます)が含まれています。

■郵便局は、ゆうちょ銀行の商品・サービスを取り扱う銀行代理業者です。

■ゆうちょ銀行の商品・サービスについては、「ゆうちょ銀行Webサイト」をご覧ください。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

※QRコード読み取りによるデータ通信料はお客さまにご負担いただきます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■ゆうちょ銀行の商品・サービスに関するお問い合わせ

ゆうちょ
コールセンター

0120-108-420 [通話料無料]



[受付時間] ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



日本郵政グループ



郵便局

広告承認番号:E210609-20947 使用期限:2022年3月31日(木)

奈良運輸支局からのお知らせ

年末・年始における業務の取り扱いについて

奈良運輸支局は12月29日(水)から翌年1月3日(月)まで閉庁となります。

1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは、12月28日(火)までとなっておりますが、年末には業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きはできるだけ早めにお済ませ下さいますようお願いします。

なお、次に掲げる車両検査関係業務について、年内中の処理を要する場合は、所定の期日までに申請を行ってください。

- ・ 新規検査等事前提出、並行輸入自動車の届出及び
改造自動車の届出の受付 12月13日(月)まで
- ・ 検査予約の受付(年内受付分) 12月28日(火)午前まで
- ・ 持込検査及び指定整備の受付 12月28日(火)まで
- ・ 登録関係 12月28日(火)まで

(再申請及び書類不備等生じる可能性がありますので28日午前中の申請を行って頂きますようご協力をお願いします。)

2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月4日(火)から平常どおり行います。

3. お願い

- (1) 検査及び登録申請の書類は正確に記入するとともに、内容を十分に確認してから提出されるようお願いします。
- (2) 車両検査予約日の変更及び空予約は、他の受検者の方の迷惑となりますので、ご遠慮下さい。
- (3) 来年の1月4日(火)以降の持込検査(車検)については、通常どおり事前に予約を入れて頂くようお願いします。

近畿運輸局奈良運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所

活躍する女性ドライバー

ヤマト運輸株式会社

吉野大淀センター（吉野郡大淀町下淵）

ドライバー 富田真子さん



▲富田真子さん



「ありがとう」に励まされる

子どもが独立するまではがんばろう、という思いで16年。昨年、社内研修を受け正社員になるまでの15年間はパートとして、今は正社員としてドライバーを勤めている。パートの時

はやりがいもあって面白かったが、正社員になってからはやる事が多くて大変と話す。安全への取組みや荷物が多くてもしっかり休憩を取らないといけないジレンマなどでストレスも

たまりやすい。それでも「この大淀センターは言いたいことが言えるので好き」と話す。責任感の強さが、面白さにまさるようだ。お客さんの「いつもありがとう」の声に励まされる。



▲運転席で



大和郡山市へ交通安全啓発品寄贈

日時：令和3年11月2日(火) 午後1時30分～

場所：大和郡山市長室

中 秀夫 奈良県トラック協会副会長（トラック協会郡山支部長）が上田 清 大和郡山市長に、「市内で交通事故が発生していることから交通安全啓発品を持参しました。」とLEDライトをお渡ししました。

上田市長は「トラック協会は何時も交通安全活動を積極的に行ってくれている。啓発品は高齢者や子どもへの交通事故防止のため有効に活用させていただく。」と話をされました。



▲写真左が上田 清 大和郡山市長

*写真撮影のためマスクを外しております。

大和郡山市有効者表彰を受賞

日時：令和3年11月3日(水) 午前9時30分～

場所：DMG MORI やまと郡山城ホール レセプションホール

(公社)奈良県トラック協会 中 秀夫副会長は、大和郡山市民生児童委員として永きにわたり社会福祉の増進に寄与したことにより、このたび大和郡山市の上田 清市長より有効者表彰を受賞しました。



▲大和郡山市上田清市長より表彰を受ける中秀夫副会長



*写真撮影のためマスクを外しております。

トラック奈良 2021 年12月 第 332 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

奈良県「新型コロナウイルス感染症対策」(抜粋)

正しい感染防止対策の継続

感染防止対策は、科学的に捉え、対処します。
体験に学び、対処の内容を常に改善します。
専門的知識に学び、合理的根拠を求めます。
感染リスクを下げるための持続力ある防止行動が必要です。

(1) 感染症専門医からのメッセージ① 科学的に見ても、以下の対策は重要です



換気

換気により、ウイルスを含んだマイクロ飛沫を除去することで、エアロゾル感染を防ぎます。

マスク

マスクには、飛沫抑制のほか、汚れた手で鼻や口をさわらないなど、複合的な感染防止効果があります。
特に、不織布マスクは有効とされています。



消毒

デルタ株は少量のウイルスでも感染することから、物品、ドアノブなどを介して感染することを防ぎます。



距離

飛沫が届かない2 m以上の距離を確保しましょう。
(または、マスクを着用のうえ対面にならず、換気が充分であれば、飛沫感染を防止できます。)